

**第75回国民体育大会バドミントン競技
愛媛県選手選考会（成年の部）要項**

- 1 主 催 日本スポーツ協会、愛媛県、愛媛県スポーツ協会
- 2 主 管 愛媛県バドミントン協会
- 3 後 援 愛媛新聞社、南海放送、
- 4 期 日 令和2年6月28日（日）午前9時 開会
延期する可能性もあります。（延期日未定）
※延期になった場合、参加の取り消しは認めますが、新たな参加申し込みは受け
付けない。
- 5 会 場 愛媛県総合運動公園体育館サブアリーナ（松山市上野町乙46）
- 6 種 目 男子シングルス 女子シングルス
- 7 試合方法 原則としてトーナメント方式とする。
- 8 競技規則 令和2年度公益財団法人日本バドミントン協会競技規則、大会運営規程及び公認
審判員規程による。
- 9 使用器具 令和2年度公益財団法人日本バドミントン協会第1種検定合格球
令和2年度公益財団法人日本バドミントン協会検定合格器具
- 10 参加資格 次のいずれかに該当する者
- ① 日本国籍を有し、愛媛県内に現住所又は勤務先（在学先）を有する者で、令和
2年度愛媛県バドミントン協会個人登録をした者。
- ② 「ふるさと選手制度（※）」を活用する者。
- （注1）平成14年4月1日以前に生まれた者であること。
- （注2）愛媛県協会が指定する国体強化事業に参加できること。
- （注3）第73回又は第74回大会（県予選及びブロック大会を含む。）に、他の
都道府県から選手、監督として参加した者は、原則として参加できない。
- 11 参加料 1,500円 別途エアコン使用料が必要。（一般200円）
※エアコンが使用できる会場での夏期の大会において、エアコン使用料の一部を
参加者の皆様に負担していただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。
- 12 申込方法 別紙の参加申込用紙、入金明細書及びふるさと選手制度を活用する者は「ふるさと
と登録届」（昨年度届出した者も、再度提出する必要あり）を必ずセットにして、
申込期日までに下記申込先へ郵送すること。
申込みは、添付の用紙を使用するものとし、別途作成する場合は、書式を同じに
すること。（用紙は、協会HPからダウンロードできます。）
なお、郵送以外での申込みは、受け付けない。（FAX、電話、メール等は不可。）
~~また、参加料については、申込期日までに下記口座に入金すること。（持参、現金
書留は不可。）~~

延期日等未定な部分が多いですが、出場予定選手は期日までに申し込みをしてください。
参加料については、事務局からの連絡を受けてから振り込んでください。
大会参加者へは、ホームページで周知するとともに、申込代表者へ連絡いたします。
（メール連絡に協力をお願いします）

- 13 申込先 〒791-3161 伊予郡松前町神崎216-5 宗景 守 気付
愛媛県バドミントン協会事務局 宛
- 14 入金先 ・伊予銀行 一万支店 普通口座 1084580
(口座名) 愛媛県バドミントン協会 会長 中村時広
・愛媛銀行 大街道支店 普通口座 3356737
(口座名) 愛媛県バドミントン協会 会長 中村時広
- 15 申込期日 令和2年6月12日(金) 必着
- 16 問合せ先 ・愛媛県バドミントン協会理事長 松野木 聡
携帯 090-8971-6262
・愛媛県バドミントン協会事務局 宗景 守
電話 089-961-6286 (FAX兼用) (電話連絡は、午後8時以降に)
メール officehimebado@yahoo.co.jp
- 17 その他 ①服装は、白色又は公益財団法人日本バドミントン協会審査合格品とする。
②背面表示をする場合は、本人の所属を明らかにするもの(学校名、サークル名、
地域名等)に限る。
③事故による応急処置は行うが、その後の責任は参加者負担とする。
④県代表選手は、本選考会の結果を参考に常務理事会において決定する。
⑤延期等については、ホームページで周知するとともに、申込代表者へ連絡いた
します。(メール連絡に協力をお願いします) 延期日は未定ですが、出場予定選
手は期日までに申し込みをしておくこと。
⑥大会参加においては、新型コロナウイルス感染拡大の防止対策(別紙参照)にご
協力をお願いします。遵守できない参加者には、退場を求めることがあります。
⑦大会参加者(選手、監督・コーチ、応援者等来場者すべて)は、当日の健康確認
書(別紙)の提出にご協力をお願いします。
⑧今後の状況によっては、⑥⑦等の対策変更及び、大会中止となることがありま
す。ホームページで、ご確認をお願いいたします。

(※)ふるさと選手制度について(概要)

- 1 「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県をいう。
- 2 「ふるさと選手制度」を活用しようとする者は、あらかじめ「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できない。
- 3 ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回まで。